

「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

6月2日（月）から7月10日（木）までに！」

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告の上、精算することになっています。

令和7年度の申告・納付期間は、6月2日（月）から7月10日（木）までです。お早めに手続をお願いします。

◇ 労災保険率については令和6年度から変更ありませんが、雇用保険率が改定されます。令和7年度の雇用保険の概算保険料は新しい料率で、令和6年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料、厚生労働省または秋田労働局のホームページをご覧ください。

◇ 雇用保険率表（令和7年4月1日現在）

事業の種類	令和6年度 (確定保険料の計算に使用)			令和7年度 (概算保険料の計算に使用)		
	適用期間 (R6. 4. 1~R7. 3. 31)			適用期間 (R7. 4. 1~R8. 3. 31)		
	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	① + ② 保険率	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	① + ② 保険率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産 ※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

◇ 労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと、納付期限にゆとりができます。口座振替の申込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです（申込み時期により口座振替納付開始時期が異なります。詳しくはお問い合わせください）。

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	令和7年7月10日	令和7年10月31日	令和8年2月2日
口座振替納付日	令和7年9月8日	令和7年11月14日	令和8年2月16日

◇ 電子申請により自宅や事務所からいつでも提出できます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。

◇ 年度更新の詳細については、各事業場に送付される年度更新資料、厚生労働省または秋田労働局のホームページをご覧ください。

◇ お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室 TEL 018-883-4267

秋田労働基準監督署 TEL 018-801-0823

能代労働基準監督署 TEL 0185-52-6151

大館労働基準監督署 TEL 0186-42-4033

横手労働基準監督署 TEL 0182-32-3111

大曲労働基準監督署 TEL 0187-63-5151

本荘労働基準監督署 TEL 0184-22-4124